

交渉（全労働富山支部）議事概要（平成21年10月27日）

富山労働局長（当局）は、平成21年10月27日（火）、全労働富山支部執行委員長と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

[全労働富山支部]

1 行政体制の拡充について

現下の雇用失業情勢への対応等、労働者・国民の期待に応える労働行政体制の確立のため、職員の増員に尽力をお願いしたい。

また、「純減計画」、「配置転換・採用抑制計画」を中止し、国民本位の労働行政を確立するため十全な体制整備をお願いしたい。

2 地方分権改革、民間開放について

国の出先機関の見直しは、「出先機関改革に係る工程表」に基づき進められ、本年度中を目途に策定される「出先機関改革に関する地方分権改革推進計画」に向けて大きな山場を迎えます。

「第2次勧告」で打ち出された、都道府県労働局のブロック機関化やハローワークの縮小等は労働者の権利保障等に重大な影響を与えるものです。

労働者・国民の権利確保にいっさいの後退をもたらすことのないよう十全な対応をお願いしたい。

3 新たな人事評価制度について

新たな人事評価制度は、これまでの試行を検証し、誰でも納得が出来る公正・公平・透明な運用となるようお願いしたい。また、職員のチームワークが乱されるような混乱が生じないよう十分な配慮をお願いしたい。

[当局]

1 行政体制の拡充について

県内の労働情勢をみると、昨年末から急速に悪化した雇用失業情勢により非正規労働者を初めとする事業主都合離職者が依然として増加傾向が続いている。一方、製造関連企業の受注減や個人消費の低迷の影響から求人者数が大幅に減少しており、雇用情勢は依然として厳しい状況にある。

このような中で、労働行政の果たす役割はますます重要になってきており、これらの期待に応えるため行政が一体となって取組んでいく必要がある。これまでの間、職員の皆さんが精一杯職務に精励していただいていることに深く感謝する。

関係機関へは、機会があるごとに職場の実態を伝え、的確に行政サービスを推進するための要員確保を要望しているところである。

また、職員の労働環境の改善、業務の簡素・合理化等に引き続き積極的に取り組んでまいりたい。

2 地方分権改革、民間開放について

地方分権改革、民間開放については、国民の利便性や労働者保護の実効性の低下、労使団体の適切な参画等が損なわれることが懸念される。

現在、雇用失業対策が国の重要施策に掲げられているが、施策の企画立案からその執行まで、迅速かつ、一貫して国が一体的に運営することが、国民の利益に適うこととなり、国の責任において実施すべきであると考えている。

一方、行政需要が増大する中で、行政に対する国民の視線も一段と厳しくなり、第一線の業務も厳しさを増しているが、職員一人一人が利用者の立場に立った行政サービスを心がけ、労働行政に対する国民の期待に今まで以上に応えていくことが重要である。

3 新たな人事評価制度について

人事評価制度の運用については、制度官庁及び本省において、試行結果や職員の貴重な意見を得ながら、鋭意、検証・検討が進められてきたものと認識している。

人事評価は、民主的、効率的な行政運営を維持し、職員一人一人が安心して職務に専念できる労働環境の整備が必要であり、今後も誠意をもって取り組んでまいりたい。

以上